

令和 5 年 9 月 佐川町議会定例会会議録(第 1 号)

招集年月日 令和 5 年 9 月 1 日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和 5 年 9 月 1 日 午前 9 時宣告

開 議 令和 5 年 9 月 1 日 午前 9 時宣告 (第 1 日)

応 招 議 員	1 番	齋 藤	光	2 番	岡 林	哲 司	3 番	山 本	和 輝
	4 番	田 村	幸 生	5 番	橋 元	陽 一	6 番	宮 崎	知 恵 子
	7 番	西 森	勝 仁	8 番	下 川	芳 樹	9 番	坂 本	玲 子
	1 0 番	森	正 彦	1 1 番	松 浦	隆 起	1 2 番	岡 村	統 正
	1 3 番	永 田	耕 朗	1 4 番	藤 原	健 祐			

不応招議員 な し

出 席 議 員	1 番	齋 藤	光	2 番	岡 林	哲 司	3 番	山 本	和 輝
	4 番	田 村	幸 生	5 番	橋 元	陽 一	6 番	宮 崎	知 恵 子
	7 番	西 森	勝 仁	8 番	下 川	芳 樹	9 番	坂 本	玲 子
	1 0 番	森	正 彦	1 1 番	松 浦	隆 起	1 2 番	岡 村	統 正
	1 3 番	永 田	耕 朗	1 4 番	藤 原	健 祐			

欠 席 議 員 な し

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	片岡 雄司	町 民 課 長	山本 壽史
副 町 長	田村 正和	病院事業副管理者兼事務局長	宮本 福一
教 育 長	濱田 陽治	健康福祉課長	岡崎 省治
会 計 課 長	吉野 利香	教 育 次 長	廣田 春秋
総 務 課 長	片岡 和子	産業振興課長	下八川久夫
まちづくり推進課	岡田 秀和	建 設 課 長	吉野 広昭
税 務 課 長	真辺 美紀	農業委員会事務局長	森田 修弘
監 査 委 員	上田 益英		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 藤本 雅徳

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議 事 日 程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

会議録署名議員の指名 議長は、会議録署名議員に次の 2 人を指名した。
8 番 下川 芳樹 9 番 坂本 玲子

令和5年9月佐川町議会定例会議事日程〔第1号〕

令和5年9月1日 午前9時開議

- | | |
|-------|--------------------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 諸般の報告 |
| 日程第4 | 行政報告 |
| 日程第5 | 報告第7号 令和4年度財政健全化判断比率の報告について |
| 日程第6 | 報告第8号 令和4年度資金不足比率の報告について |
| 日程第7 | 報告第9号 一般財団法人しあわせづくり佐川の経営状況について |
| 日程第8 | 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第9 | 同意案第11号 佐川町教育委員会委員の任命について |
| 日程第10 | 認定第1号 令和4年度佐川町一般会計の決算の認定について |
| 日程第11 | 認定第2号 令和4年度佐川町国民健康保険特別会計の決算の認定について |
| 日程第12 | 認定第3号 令和4年度佐川町学校給食特別会計の決算の認定について |
| 日程第13 | 認定第4号 令和4年度佐川町農業集落排水事業特別会計の決算の認定について |
| 日程第14 | 認定第5号 令和4年度佐川町介護保険特別会計の決算の認定について |

日程第15	認定第 6 号	令和 4 年度佐川町後期高齢者医療特別会計の決算の認定について
日程第16	認定第 7 号	令和 4 年度佐川町水道事業会計の決算の認定について
日程第17	認定第 8 号	令和 4 年度佐川町病院事業特別会計の決算の認定について
日程第18	議案第 5 4 号	令和 5 年度佐川町一般会計補正予算（第 4 号）
日程第19	議案第 5 5 号	令和 5 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第20	議案第 5 6 号	令和 5 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第21	議案第 5 7 号	令和 5 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
日程第22	議案第 5 8 号	工事請負契約の締結について
日程第23	議案第 5 9 号	令和 4 年度佐川町水道事業会計利益剰余金の処分について
日程第24	議案第 6 0 号	高知県広域食肉センター事務組合の解散について
日程第25	議案第 6 1 号	高知県広域食肉センター事務組合の解散に伴う事務承継について
日程第26	議案第 6 2 号	加茂辺地に係る総合整備計画の変更について

議長（西森勝仁君）

おはようございます。定刻です。ただいまから、令和５年９月佐川町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は１４人です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２６条の規定によって、８番、下川芳樹君、９番、坂本玲子君を指名します。

日程第２、会期の決定の件を議題にします。

本定例会の会期について、議会運営委員長から報告を願います。

議会運営委員長（坂本玲子君）

おはようございます。

９月定例会の会期及び運営につきまして、８月２５日に議会運営委員会を開催し、審議した結果を報告します。

本日９月１日を開会日とし、報告、諮問、同意、認定、議案の上程説明までとします。２日土曜日、３日日曜日は休会とします。４日月曜日、５日火曜日は、一般質問を行います。６日水曜日は休会とし、決算勉強会とします。７日木曜日も休会とし、決算勉強会を行い、終了後、議員全員協議会と議員定数及び議員報酬に関する調査特別委員会を開きます。８日金曜日は議案質疑、討論、採決等を行い、閉会とします。

本定例会の会期は、９月１日から８日までの８日間に決定しましたので報告します。

なお、運営につきましては、議長に一任いたしますので、よろしくをお願いします。

議長（西森勝仁君）

お諮りします。

本定例会の会期を、議会運営委員長の報告のとおり、本日から９月８日までの８日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から８日までの８日間に決定しました。

日程第３、諸般の報告を行います。

6月定例会後の重立ったものについて報告します。

この時期は、各種団体の総会が多く開催され、出席しました。

6月10日、国道33号越知道路バイパス区間の開通式のご案内をいただき出席しました。これは、皆様ご承知のとおり横島トンネル962メートル、横島大橋195メートル、立花大橋170メートルを含む、全長1.8キロが完成したものであります。

式典のあいさつの中で小田町長は、これは、今までの国交省本省や四国地方整備局への陳情が結実した結果であるが、しかし、国道33号は、まだまだ改良の余地があり、今後も陳情を続けていかなければならないとのことでした。

6月16日、令和5年第2回日高村佐川町学校組合議会定例会が開催されました。提出されました議案は、職員給料や手当などの人件費92万1千円の一般会計補正予算と教育委員の選任同意案であり、教育委員には、日高村岩目地の藤原ちさと氏が選任されました。

6月23日、令和5年度青少年育成佐川町人会議が桜座において開催され、会議の議長を務めて参りました。

同日、高知県自治会館において、高知県町村議会議長会臨時総会が開催され出席しました。提出されました議案は、令和4年度の歳入歳出決算の報告と役員改選でありました。決算の報告は、高知県町村議会議長会規約第19条の規定により、理事会で承認された歳出総額1,333万5,765円が総会において報告されたものです。

また、役員改選があり、会長にはいの町議会の筒井公二議長が選任され、副会長には日高村の尾崎政廣議長と北川村の岩垣實男議長がそれぞれ選任されました。

6月25日、「まきのさんの道の駅・佐川」の開駅式典が開催され、議員の皆様方と供に出席しました。

ここを拠点に高吾北地方を始め、国道33号沿線の千客万来のハブ施設となって欲しいものです。

6月28日、さかわ観光協会第10回定時総会のご案内をいただき、祝辞を述べて参りました。

6月29日、越知町民会館において、令和5年度国道33号整備促進期成同盟会高知県協議会総会が開催され、出席しました。

会では土佐国道事務所から令和5年度の事業概要についての説明があり、佐川町分では6月25日に開駅した「まきのさんの道の駅・佐川」のトイレや地域振興施設での支援事業、また現在進行中のル

ミエール前の川内ヶ谷橋の架け替えや歩道整備など延長 300 メートルの改良工事について説明がありました。これでこの難所が解消されればカーブがゆるくなり、また見通しも良くなるため、重大事故はなくなるのではないかと期待しています。また、総会で提出されました議案は、令和 4 年度の事業報告や決算報告など 5 件でありましたが、いずれの議案も満場一致で可決されました。なお、任期満了に伴う役員改選がありましたが、小田保行越知町長を始め全員が留任となりました。

6 月 30 日、令和 5 年度国道 33 号整備促進期成同盟会通常総会が、仁淀川町観光協会において開催され、出席しました。この同盟会は、高知市から松山市までの国道 33 号沿線市町村で構成するもので、高知県側は高知市から仁淀川町までの 6 市町村、愛媛県側が松山市、砥部町、内子町、久万高原町の 4 市町村、合計 10 カ町村が構成団体です。総会出席者は総勢 56 人で、会では多くの国会議員の来賓祝辞などがあり、また両県側から国道 33 号の事業概要の説明がありました。提出されました議案は、令和 4 年度の事業報告及び決算報告と、令和 5 年度の事業計画及び予算案でありましたが、いずれの議案も満場一致で可決されました。

7 月 6 日、日本緑茶発祥の地として有名な京都府宇治田原町から浅田議長他総務建設常任委員会一行 7 名が、自伐型林業の視察に来町され歓迎のごあいさつを申し上げました。

7 月 10 日、佐川町新文化拠点の起工式が執り行われ、議員の皆様と供にに出席しました。

7 月 15 日、四国で 4 回目となる佐川おもちゃ美術館の開館式典が開催され出席しました。事故なく千客万来のミュージアムとなり、また、安定した経営を願うものであります。

8 月 1 日、災害相互応援協定を締結している鳥取県南部町の陶山町長や板井副議長など、幹部職員一行 5 名の表敬訪問を受け恐縮しました。南部町は合併前の西伯町時代から何かにつけ、お世話になっており、本来なら先にこちらから出向くべきところ、日程調整等で延び延びになった非礼をお詫びし、また、歴史が証明し、近い将来必ず起こると言われている南海トラフ地震等の自然災害時の応援などについて、再度お願いをいたしました。

8 月 4 日から 6 日にかけて、北海道北見市との姉妹都市提携 35 周年記念式典に、佐川町訪問団一行 20 名の一員として出席し、議会を

代表してごあいさつを申し上げていました。この交流の原点は、明治 28 年に尾川の田村喜蔵団長一行 100 人が人跡未踏の常呂町にロマンを求め入植した事によるもので今年で 128 年になります。

また土佐神社に参拝すると共に交流のかけ橋となられ、佐川町に多額の寄付をしていただいた佐川町特別名誉町民故、小原友徳さんを始め、常呂町から流氷や大量の雪を運んで来て、佐川で雪ん子祭りを開いていただいた実行委員長のご故、小林俊彦さんなどの墓参りもして参りました。

8 月 7 日、高吾北広域議会全議員協議会が開催され、出席しました。提出されました案件は仁淀川町内にある施設での給食業務契約の変更と施設の統合についての 2 件でした。給食業務は、現在、日清医療食品と契約している「湖水園」と「もみじ荘」「あがわ荘」の 3 施設の給食の形態を調理員の確保が出来なくなったため、予め加熱調理をした料理を急速冷却し、食事を提供する時に再加熱して提供するクックチル方式に変更したいとのことでした。

また、施設の統合は、入所者の減少で、赤字が続いている「あがわ荘」と「もみじ荘」を、令和 7 年 3 月末をもって統合したいとのことでした。いずれの案件も質疑・議論の上、執行部案のとおり進めていくことが決定されました。

8 月 14 日、高知県町村議会議長研修会及び県政に対する意見交換会が、自治会館において開催され出席しました。研修会では濱田知事から「高知県の挑戦」と題した講演会があり、大阪・関西戦略や物価対策・観光振興、はたまた縮小を続ける県の人口問題など、幅広いジャンルでの話を拝聴して来ました。観光振興では、県内の今年のゴールデンウィークの人出は、県の調査によると、昨年に比べ佐川の上町は 570% 増になったとのことでした。ちなみに五台山の牧野公園は 196%、横倉山は 169%、桂浜は 145% 増だったとのことでした。

また県幹部職員との意見交換会では、鳥獣被害は約 1 億円であり、その 65% がイノシシとシカであるが、この捕獲の担い手となる狩猟者の約 70% 近くが 60 歳以上の年齢となっており、このままでは有害鳥獣を捕獲する人がいなくなるおそれがあるとのことでした。

また、現在、当町の議場デジタル化対策を含め、国県に財政支援制度がないため一向に進んでおらず、早急に対応してくれるよう総務省出身の本村デジタル政策課長に直訴して参りました。

8月16日、令和5年度国道494号整備促進期成同盟会総会が、桜座において開催され出席しました。この同盟会は須崎市から佐川町、越知町、仁淀川町、久万高原町、東温市を経て松山へ至る3市4町の同盟であります。会では決算や事業概要の説明があり、また、引き続き佐川吾桑バイパス整備促進協議会の総会が開催されました。このバイパスは制限速度は60キロの設計となっており、早期完成を願うものです。

8月22日、第17回高幡町村議会議員研修会が津野町で開催され、議員の皆様と供に出席しました。

8月23日、国道33号整備促進期成同盟会高知県協議会が、国交省四国地方整備局に要望活動を行いました。佐川町関係では冒頭に田村副町長が、先ず6月25日にオープンした道の駅に関し、その事業効果を報じる高知新聞などを交え、御礼を申し上げるとともに現在進行中のルミエール前の川内ヶ谷橋の早期完成や老朽化し、しかも高さ制限があるため流通に支障をきたしている赤土トンネルの改善などを要望して参りました。

8月29日、令和5年度地域に根ざした佐川高等学校を後援する会の総会が開催され出席しました。

8月30日、高吾北広域町村事務組合議会が開催され、出席しました。提出されました議案は令和4年度の決算認定や補正予算など4件でありましたが、いずれの議案も全員賛成で可決されました。

なお、小田組合長の諸般の報告では、熱中症による緊急搬送が増加したが、熱中症はコロナと症状が似ているため、受け入れ先が決まらず搬送に時間がかかったとのことでした。また、職員採用試験の応募状況は、4名採用予定のところ8名で、うち管内は2名とのことでした。

なお、最後になりますが先程報告しましたとおり、今、佐川は爆発的な観光スポットになっていることは皆様ご承知のとおりであります。これは紛れもなく、4月から始まりましたNHK連続テレビ小説「らんまん」の効果のおかげであります。「らんまん」は手前味噌かもしれませんが、私がこれまで見てきたどのドラマより構成も品格も一際光彩を放つ異次元の作品ではなかろうかと思っております。しかし、もう、後4週間余りで終演かと思うと一抹のさびしさはありますが、これから先、せっかくのこの人気を一過性のものにしてはなりません。佐川を訪れてくれた人々がさらにリピートを繰

り返していただけるよう観光資源に磨きをかけ次の一手、さらに次の一手を打つことが肝要です。

そしてこのまたとない千載一遇のチャンスを生かし、縮小を続ける佐川の人口に歯止めをかけるためにも、また生き残りをかけるためにも、経済を強く太くする果敢な政策を展開していただくよう強く進言し諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

町長（片岡雄司君）

皆様、おはようございます。

本日は、議員の皆様にご出席をいただき、令和5年9月佐川町議会定例会が開催できますことに、厚く御礼申し上げます。また、日頃は町政運営に対しまして、ご指導、ご協力を賜り、改めまして厚く御礼申し上げます。

それでは、開会にあたりまして、行政報告をさせていただきます。

始めに、「まきのさんの道の駅・佐川」について、ご報告いたします。「まきのさんの道の駅・佐川」の開駅式典につきましては、国土交通省土佐国道事務所のご協力により、6月25日に、県選出の国会議員、濱田高知県知事、近隣市町村の首長、議長、町議会議員の皆様をはじめ、多くの関係者の皆様にご出席を賜り、滞りなく終えることができました。

式典終了後には、オープニングイベントとしまして、風船飛ばしと、餅まきを行い、町内外から3千人を超える方にご参加いただき、道の駅オープンを大いに盛り上げていただきました。

開駅当日は、シャトルバスの運行など、できる限りの対応をさせていただきましたが、一部、シャトルバスの運行において、ご不便をおかけした時間帯もございましたが、大きな事故もなく、無事終了することが出来ました。誠にありがとうございました。

現在、道の駅オープンから、2カ月あまりが経過しておりますが、多くの皆様にご利用いただいております。道の駅内の直販、ブランドリエ、横畠アイス、西村商店のレジ通過数の合計が、6月は約1万500人、7月は4万2,100人、8月は15日までで1万8,300人となっており、一日平均にすると1,300人の方にご利用いただいております。大変賑わっている状況でございます。また、営業開始に伴い、多くの皆様から貴重なご意見をいただいております。改善が必要な箇所もでてきております。この点に関しましては、国土交通省や設計施

工業者とも協議をしながら、随時対応させていただいている状況です。今後も、皆様から、ご意見をいただき、道の駅をより快適にご利用いただけるよう努めてまいります。

次に「おもちゃ美術館」について、ご報告いたします。「佐川おもちゃ美術館」の開館式典につきましては、四国で4館目、全国でも12館目として、7月15日に、桑鶴県議会議員、高知県林業振興環境部長、町議会議員の皆様にご出席を賜り、滞りなく終えることができました。グランドオープン前には、プレオープンを6日間実施し、町内、町内の保育所・保育園の子供たちをはじめ、町内外の多くの皆様におもちゃ美術館を体験していただき、佐川らしいおもちゃ美術館の魅力を知っていただくことができました。おもちゃ美術館は、屋内で木のおもちゃで遊べる、数少ない施設ということもあり、連日、多くの皆様にご来館いただいております。

7月につきましては、15日以降で約6,600人、8月につきましては、15日までで約9千人となっており、一日平均にすると約550人の方にご来館いただいております、当初の想定を大いに上回る、大幅に上回る来館者に、道の駅同様、大変嬉しく思っております。

また、おもちゃ美術館の魅力のひとつとなっております、おもちゃ学芸員につきましては、4回目の養成講座を6月17日・18日の2日間で開催し、26名の皆様に受講いただきました。

現在、佐川町のおもちゃ学芸員養成講座を修了された方は合計で108名となっております。学芸員の皆様には、プレオープンの時から、おもちゃ美術館の運営に、ご協力をいただいております、大変感謝しているところでございます。

引き続き、魅力あるおもちゃ美術館となるよう、ご協力をよろしくお願いいたします。なお開館に伴い、改善等が必要なところもできており、関係者と協議をしながら対応していくこととしております。今後におきましても、多くの来館者の皆様に楽しんでいただき、笑顔あふれる施設となるよう、努めてまいります。

次に、「北見市との交流事業」について、ご報告いたします。

8月4日から2泊3日の日程で、佐川町・北見市姉妹都市提携35周年記念事業の佐川町訪問団として、私や西森議長始め、町議会議員、役場職員や関係団体から16名、一般訪問団として4名の参加を含め、参加者を含め、総勢20名で北見市を訪問してまいりました。北見市役所、市議会、常呂漁業協同組合や、常呂町農業協同組合へ

表敬訪問をさせていただきましたが、それぞれの訪問先で、辻市長をはじめ多くの皆様から大変温かい歓迎をいただきました。姉妹都市提携 35 周年記念式典では、オープニングで北見オホーツク太鼓の迫力ある演奏が披露されたあと、記念品の交換を行い、今後 50 年、100 年と、末永い友好と交流を誓い合いました。

また、北見市訪問にあたっては、辻市長や新谷実行委員長をはじめ、多くの皆様に大変お世話になり、佐川町、北見市に、北見市の末永い友好、友好と交流に向け、素晴らしい 35 周年の記念事業となりましたことに改めて感謝しているところです。

なお、今年は例年と異なり、当町の訪問団が北見市を訪問させていただいたのちに、北見市の訪問団の皆様には、来年 1 月に来町していただくことになっております。例年とは異なる時期の受け入れとなりますが、精一杯のおもてなしができるよう、議員の皆様をはじめ、関係者の皆様にもご協力をお願いいたします。

続きまして、各課の所管事項についてご報告をさせていただきます。

はじめに、まちづくり推進課の所管事項でございます。

まず、はじめに、「さかわぐるぐるバス」事業について、ご報告いたします。6 月 12 日に、本年度第 1 回目の「佐川町地域公共交通会議」を開催し、交通事業者の方や地域の代表の方などからなる委員の皆様にご協力をいただきました。会議では、まず、全体の利用状況について報告をさせていただきました。昨年 10 月から本年 4 月までの 7 カ月間の全路線利用者数は 5,392 人、また、全路線一便当たりの平均利用者数は 2.46 人となっております。前年同期同期の実績と比較しますと、利用者数で 146 人の増、割合にして 3 % の増、平均利用者数は 0.13 人の増となっております。その主たる要因は、新型コロナウイルスワクチンの接種など、一定の感染防止対策が施されたことにより、感染状況が落ち着いた、落ち着いてきたことや、ぐるぐるバスの認知度が上がってきたことなどが考えられます。

10 月からの佐川ぐるぐるバスのダイヤ改正では、地区別の意見交換会で強い要望のあった川ノ内線、川内ヶ谷線を、新たに毎週木曜日に運行することといたしました。

また、現在、最も利用者の多い、斗賀野線につきましては、これまで水曜日のみの運行でありましたが、実証実験としまして、月曜日と水曜日に運行することとしました。今後におきましても、町民の

皆様や来町された皆様の利便性が向上し、日々の移動に困ることのないよう、努めてまいります。

また、6月25日の道の駅開駅に伴い、さかわぐるぐるバス「中心部ぐるぐる線」につきましては、道の駅まで延伸、「加茂・荷稻線」につきましては、途中、道の駅への乗り入れを行うこととしており、今後も住民の皆様喜んでいただけるよう、公共交通の充実を図る、取り組みを推進してまいります。

次に、地区懇談会について、ご報告させていただきます。

6月20日から30日にかけて、町内5地区で6回の地区懇談会を開催いたしました。懇談会では、佐川ぐるぐるバスの運行に関することや、相続登記の義務化に関する事、また、道の駅事業及び、新文化拠点整備事業など、住民の皆様の関心の高い事業につきまして、概要を説明させていただきました。ご参加いただいた皆様からは、事業に関するご意見だけでなく、日頃の町政に関する事についての様々のご意見ご要望をいただきました。本当にありがとうございました。皆様からいただきました、ご意見・ご要望につきましては、重要性、緊急性、効率性など、しっかりと精査し、優先順位をつけながら、迅速・着実に進めてまいります。

なお皆様からの、ご意見を伺う貴重な懇談会の場は、私にとって、様々な事に気づかされる、教えられる場となっており、来年度以降におきましても、引き続き、開催することとしております。

次に、歴史的風致維持向上計画に基づく事業について、ご報告いたします。平成31年3月に策定いたしました、佐川町歴史的風致維持向上計画（第2期）において、歴史的建造物等の保存活用に関する事業に位置付けをしています。司牡丹酒造の焼酎蔵買取り・整備事業につきましては、本年4月、耐震補強基本計画及び活用計画の策定業務を委託するにあたり、事業者を公募し、5月24日に行われた、プロポーザルにより審査、審査会を経て、有限会社艸建築工房・上川設計企業体と、6月1日に委託契約を締結しております。

今後におきましては、事業者から提出された企画提案を参考に、佐川町歴史的風致維持向上計画協議会のメンバーや住民の皆様からのご意見をお聞きし、基本計画活用計画の策定を行い、令和6年度には実施計画の策定、令和7年度には工事に着手し、事業の完成を目指し、進めてまいります。

次に牧野富太郎博士顕彰事業についてご報告いたします。

「まきのさんの道の駅・佐川」の開駅に合わせ、道の駅と観光施設が集まる上町周辺の周遊を促進するため、牧野博士が書き残した「佐川付近珍植物」を基に、「サカワサイシン」など 11 種類の植物のスタンプを集めるスタンプラリーを実施し、多くの皆様に佐川町を楽しんでいただきました。道の駅のオープン以降、佐川おもちゃ美術館の開館も続き、佐川町への観光入り込み客数は昨年と比較しても大幅に増加しております。

旧浜口家住宅では、昨年度 1 年間の入り込み客数が 3,593 万 5 千、3 万 599 人であったのに対し、本年度は 4 月 1 万 6,559 人、5 月 2 万 2,295 人。6 月 1 万 6,276 人、7 月 2 万 1,324 人し、7 月末までの合計が 7 万 5,454 人となっております。

連続テレビ小説「らんまん」の放送も終盤に差しかかっておりますが、放送終了後の 10 月以降におきましても、秋の牧野公園の草花など、引き続き佐川町を楽しんでいただけるよう取り組みを進めてまいります。

次に、総務課の所管事項でございます。

まず、鳥取県南部町との交流事業について、ご報告いたします。

8 月 1 日、2 日に鳥取県南部町より陶山町長、板井町議会副議長始め、教育長、総務課長、防災監の 5 名が来町されました。南部町、旧西伯町とは、平成 7 年に佐川町で開催されました、「全国桜サミット」がご縁で交流が始まり、その後、教育やスポーツ、文化を通して町民同士の交流も図られ、平成 18 年 4 月には佐川町・南部町災害時における相互応援協定を締結しております。今後の訪問、今回の訪問は、短い時間でありましたが、お互いの町の様子や課題について情報交換を行いました。災害時等の連携を図るため、顔の見える関係を構築することは大変有意義なことであり、今後も、防災や教育など、両町の行政運営のために、ための施策について、様々な角度から交流を深めていくことを確認いたしました。

次に、南海トラフ地震対策の取り組みについて、ご報告いたします。地震発生時、地域の皆様に避難所の開設や運営を行っていただくための事前対策としまして、指定避難所ごとに作成しております避難所運営マニュアルに基づき、災害時に避難所がより効果的に運営できるよう、本年度は、総合文化センター・佐川中学校と、黒岩中学校、そして、佐川ふれあいセンター遊学館、さかわ児童館の 3 カ所の避難所運営訓練を実施する予定としております。訓練実施日に

つきましては、各自主防災組織連絡協議会において決定することとなっております。また、訓練後は、参加の皆様からいただいたご意見を、マニュアルに反映させ、より公正、実効性の高いマニュアルに改訂することとしており、南海トラフ地震につきましてもしっかりと備えてまいります。

次に職員採用試験について、ご報告いたします。

令和5年度職員採用試験につきましては、一次試験を、7月1日に二次試験を、7月30日にそれぞれ実施いたしました。結果につきましては、8月9日に合格発表を行い、一般行政職として6名を採用することとし、内訳は事務職3名、保健師1名、社会福祉士1名、図書館司書1名となっております。合格された6名の方には、来春から佐川町の職員として、これからの佐川町を担う人材となっております。ただくよう、大いに期待をしております。

次に税務課の所管事項でございます。電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金について、ご報告いたします。

この制度は、エネルギーや食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得者に対し、1世帯当たり3万円を給付するものです。令和3年度から4年度に、住民非課税世帯に対する住民非課税世帯等に対する臨時特別給付金として1世帯当たり10万円、令和4年度に価格高騰緊急支援給付金として1世帯当たり5万円の給付を実施していますが、その上乗せという形になっております。対象と思われる2,003世帯の皆様には8月上旬に確認書を送付しております。受け付けの期限は令和5年11月30日となっておりますので、対象となられる住民の皆様におかれましては、申請漏れのないように、早めの手続きをお願いいたします。

次に町民課の所管事項でございます。

佐川町加茂に建設される管理型産業廃棄物最終処分場の取り組みの状況についてご報告いたします。6月8日、県及びエコサイクル高知より、施設本体工事の南側斜面において、泥岩が細粒化する、スレーキングという現象が発生し、斜面の勾配を当初計画より緩くするなどの、追加の安全対策工事が必要になったとの説明がありました。この追加安全対策工事の詳細な工法の検討には、少なくとも3カ月程度の期間を要するとともに、決定した対策工事の実施に伴い、施設供用開始時期が1年半から2年ほど遅れる見込みであることや、工事期間が長くなり、住民の皆様には大変迷惑をかけること

になるが、引き続きしっかりと安全性を確保した施設を整備するよう努める旨の説明がありました。

このことにつきましては、6月21日の佐川町議会全員協議会や、6月29日に、加茂地区で開催しました地区懇談会におきましても、県及びエコサイクル高知から説明を行い、加茂地区全戸におきましては、お知らせ文書を6月30日付けで発送していただいております。今後におきましては、詳細に工法が決まりましたら、県及びエコサイクル高知と調整し、あらためて住民説明会を開催する予定としております。

また7月25日には、集落活動センター加茂の里におきまして、佐川町・県・エコサイクル高知の3者で締結した「環境保全協定書」に基づき、佐川町議会及び地域住民も含めた委員により構成される、第4回環境保全等連絡協議会が開催されました。連絡協議会当日は、施設本体工事の南側斜面の追加安全対策、環境モニタリングの結果や現場動画を用いた工事の進捗状況について、エコサイクル高知から説明がありました。説明後の質疑では、南海トラフ地震発生時の地盤や施設の耐久性、追加の安全対策工事で使用する改良土の強度等についての質問があり、エコサイクル高知からは、加茂地区で想定される最大規模の地震にも耐えられる地盤施設であることや、改良土の強度についても、施設を支える柱の荷重に耐えられる強度であると回答がありました。

工事の現在の状況につきましては、施設本体工事は、南側斜面の掘削工事を部分的に中止しているほかは、引き続き造成工事及び、防災調整池までの仮設道路工事を進めております。進入道路整備工事は、国道33号付近で、国道の高さまで盛土が完了している状況です。町としましては、今後も引き続き、県及びエコサイクル高知と連携し、南側斜面の追加の安全対策工事も含めた工事の進捗状況について情報共有を図り、加茂地区での住民説明会や環境保全等連絡協議会の開催を通して、地域住民の安全の確保と生活環境の保全に取り組んでまいります。

次に健康福祉課の所管事項でございます。

新型コロナウイルスワクチン接種について、ご報告いたします。

65歳以上の方及び基礎疾患のある方などを対象としたオミクロン株対応ワクチンによる令和5年春開始接種につきましては、8月10日で、一般予約による接種、接種は終了しており、これまでに約2,700

人の町民の方が接種を済まされております。65 歳以上の方の接種率は約 47%とおおよそ 2 人に 1 人が接種をされている状況です。

予約の受付体制を見直し、インターネットからの予約を基本としましたので、特にスマートフォンの操作に慣れてない高齢者の方にはご不便をおかけしましたが、コールセンターの設置や健康福祉課窓口で職員が代行予約する体制をとり、おおむね無事接種が完了いたしました。9 月下旬から初回接種を済まされた、すべての方を対象とし、現在流行しているオミクロン系統の XBB1.5 株対応のワクチンを使用した令和 5 年度秋開始接種が始まります。

これまでと同様に、町内医療機関での個別接種を中心に、健康福祉センターかわせみでの、集団接種を実施することとしており、接種を希望する方全員が接種できる体制を整えてまいります。新型コロナウイルス感染症は 5 類に移行したとはいえ、まだ流行の収束が見通せる状況ではございませんので、この冬の流行に備え、令和 5 年秋開始接種につきましても、特に 65 歳以上の方と、基礎疾患のある方は、接種を前向きにご検討いただきますよう、お願いいたします。

次に介護保険運営協議会について、ご報告いたします。

8 月 23 日、健康福祉センターかわせみにおきまして、本年度第 2 回佐川町介護保険運営協議会を開催いたしました。佐川町第 9 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画につきましては、事務局より体系案と施策の展開案を説明し、委員の皆様から様々なご意見をいただきました。第 9 期計画期間中の 2025 年には団塊の世代の方が全員 75 歳以上となること、また、介護保険サービスの利用が増える 85 歳以上の人口は今後も増加していくことから、ニーズや地域の実情に応じた介護・医療の医療資源の有効活用とともに、中長期的な視点を持った地域包括ケアシステムのさらなる進化が必要となっております。今後、介護保険運営協議会での協議をいただきながら、本年度中に 2024 年度から 3 カ年の第 9 期計画を策定してまいります。

次に産業振興課の所管事項でございます。

まず、ビアガーデンについて、ご報告いたします。

7 月 24 日に商工会青年部が中心となり、役場駐車場においてビアガーデンが開催されました。新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが、5 類感染症に変更となってから、初めての大きなイベントということもあり、約 2 千人を超える方が来場されていた

と伺っております。最後は恒例の花火大会が行われ、多くの方が夏の一夜を楽しんでおられました。

次に、霧生閑遊具公園の整備について、ご報告いたします。

霧生閑遊具公園の整備につきましては、霧生閑遊具公園検討委員会の意見を参考に、インクルーシブ遊具や乳幼児エリアを設計に追加することといたしました。遊具公園の工事につきましては8月3日に入札を行い、工期を令和6年3月25日までとして、8月9日に仮契約を締結しております。本契約につきましては、本定例会の工事請負契約の締結議案を提出させていただいておりますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

次に建設課の所管事項でございます。

農業集落排水事業について、ご報告いたします。

西組地区において実施しております、農業集落排水事業につきましては、供用開始から21年が経過いたしました。普及人口に対する加入人口の割合では、同事業を実施しております県下17市町村の平均を上回る加入率を維持しております。また、施設の経年化に伴い、機能強化を目的とした機器等の更新事業、令和2年度から、4年度の3ヵ年に実施しております。

現在佐川町における農業集落排水事業につきましては、地方公営企業法を適用しておりません。

しかしながら、平成31年1月総務大臣から人口3万人未満の市町村においても、法適用し、公営企業会計に移行するようにとの通知がありました。この通知を受け、令和3年度から、方針の決定、法適用後の体制の検討、資産調査、会計システムの導入、例規の整備など、令和6年4月の法適用に向けて取り組みを進めております。

今後、施設の老朽化に伴う更新投資の増大や、人口減少に伴う料金収入の減少等が見込まれるなか、住民サービスを将来にわたり安定的に提供していくために、地方公営企業法の規定を適用し、損益計算等の作成を通じて、経営状況・資産等を正確に把握し、中長期的な視点に立った計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組んでまいります。

次に教育委員会の所管事項でございます。

初めに「さかわ・ところ体験学習交流時活動」について、ご報告いたします。

この事業は、北見市常呂町と本町が、平成元年に姉妹都市の盟約

を交わしたことをきっかけに、小学生が1年交代で相互訪問している事業であり、合併後の北見市にも引き継がれ、今回で53回目を迎え、常呂町から佐川町への訪問も27回目となっております。

今年は7月25日から28日まで4日間、常呂町の小学生5名と引率の教職員2名が猛暑の中、佐川町を訪れました。

昨年、常呂町へ訪問した子ども達と「あめごのつかみ取り」や「ピザ焼き体験」「仁淀川でのラフティング」、「桂浜・高知城の見学」、「かつおのわら焼き体験」など、佐川町と南国高知の夏を体験していただきました4日間という限られた期間ではありましたが、常呂町の子ども達や引率のお2人からも、「良い交流ができた」「良い経験になった」とのお声をいただくなど、子ども達はそれぞれに友情を育み、有意義な交流活動を行うことができました。

なお、来年の夏には佐川町の小学生が常呂町を訪れる予定となっておりますが、事前に北海道開拓の歴史を学ぶなど、交流体験学習が充実しますよう、準備を整えてまいります。

次に、6月にそれぞれ契約を締結いたしました、佐川町新文化拠点と佐川小学校放課後児童クラブの建設についてご報告いたします。

両施設とも、既存の建物を解体したのち、新たな建物を建設することとなっております、現在、解体工事を終了し、基礎工事を進めているところです。

しばらくの間、大型車両の出入りや工事に伴うこと音などで、近隣の皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、安全管理等、十分注意してまいりますので、引き続き、ご理解ご協力のほどよろしくお願いをいたします。

次に、町立小学校の創立150周年について、ご報告いたします。

町立各小学校は明治5年の学制発布に伴い、地元の尽力で相次いで創立され、昨年の斗賀野小学校と黒岩小学校に引き続き、佐川小学校が今年、尾川小学校が来年、それぞれ創立150周年を迎えます。

これにつきましては、地域とPTAが中心となり、順次記念時行事を実施していただいております、今年150周年となる佐川小学校は、12月2日に記念行事を開催することとしております。さらに、これに先立ち、9月23日には100周年記念の際に、記念碑の下に埋めたタイムカプセルを掘り起こす作業をいたします。

当時の在校生の皆様にはお立ち寄りいただければ幸いです。

次に、令和5年度全国中学校体育大会への出場について、ご報告

いたします。男子ソフトボールにおきまして、尾川中学校と仁淀中学校・池川中学校の連合チームが四国大会で準優勝し、香川県丸亀市で開催された全国大会に出場いたしました。

同じく、女子柔道におきましても佐川中学校の2年生の女子が県大会の48キロ級で1年生の女子が40キロ級でそれぞれ優勝し、徳島県鳴門市で開催された全国大会に出場いたしました。

なお、男子ソフトボールにおきましては全国の強豪相手に実力をいかんなく発揮し、見事、準優勝を勝ち取っております。選手の皆さん、保護者、関係者の皆様、本当におめでとうございます。

また、それぞれの競技に出場された生徒の皆さんや、支えていただいたご家族、関係者の皆様には、心から敬意を表し、出場された生徒の皆さんの今後のさらなる活躍を期待しております。

次に、社会教育関係の取組について、ご報告いたします。

7月30日加茂地区で、町指定保護無形分無形民俗文化財である、「竹ノ倉集落聖神社の火文字」が執り行われ、竹ノ倉地区の山の北面に「大」の文字が描かれました。この火文字のに合わせて集落活動センター「加茂の里」において、「火文字祭り」も開催され、多くの皆様が参加され、ビアガーデンや夜店、花火など、大変賑やかな祭りとなりました。

8月16日には黒岩地区で、県指定保護無形分無形民俗文化財である瑞応の盆踊りが開催されました。450年以上続く盆踊りに地区内外から多くの皆様が参加されたと、太鼓の響き供に、賑やかな祭りとなりました。両地区とも伝統事業絶やすことなく、守り続けていただいておりますことに心から感謝いたします。

8月19日と20日には、佐川サッカースクールと佐川体育会主催による「第37回佐川サッカーカップ少年サッカー大会」がスポーツパークさかわを会場に開催されました。今年は沖縄県をはじめ、岡山、愛媛、香川の県外6チームと、県内10チーム、約250名の子供たちが交流を深めました。今後もサッカーを通じた交流が続くことを期待し、町としましても、子ども達の健全育成を含め、引き続きサポートしていきたいと考えております。

本定例会に提出いたしました付議事件は、報告が3件、諮問が1件、同意案が1件、認定が8件、議案が9件となっております。

議員の皆様には慎重なるご審議のうえ、適切なるご決定を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

だきます。ありがとうございました。

議長（西森勝仁君）

以上で行政報告を終わります。

日程第5、報告第7号、令和4年度財政健全化判断基準の報告についてから日程第7、報告第9号、一般財団、財団法人「しあわせづくり佐川」の経営状況についてまで、以上、3件を一括議題とします。

提出者の報告をお願いします。

町長（片岡雄司君）

それでは報告案件についてご説明申し上げます。

報告第7号、令和4年度財政健全化判断比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和4年度決算に基づく健全化判断比率について、監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。

一般会計などを対象とした実質赤字を示す、実質赤字比率はマイナスでしたので数値はございません。また、すべての会計を対象とした実質赤字を示す、連結実質赤字比率もマイナスでしたので数値はございません。

次に、一般会計等が負担をする借入金返済額の標準財政規模を基本とした額に対する比率であります、実質公債費比率は4.2%で、令和3年度より0.9%上昇しております。なお、実質公債費比率の早期健全化基準は25%でございます。

また、一般会計等が将来負担すべき地方債などの実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率であります将来負担比率もマイナスでしたので数値はございません。

以上、財政健全化に関する、いずれの指標におきましても、前年度に引き続き、早期健全化基準を超えるものはございませんでした。

次に、報告第8号、令和4年度資金不足比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和4年度決算に基づく資金不足比率について、監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率であり、水道事業会計、病院事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計のこれらの公営企業会計ごとの資金不足額では、資金不足額はなく、数字はございません。

報告第9号、一般財団法人しあわせづくり佐川の経営状況につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、経営状況を説明する書類を議会に提出することを報告するものであります。令和4年度の決算及び令和5年度の事業計画につきましては、お手元に配付の資料となっておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。報告は以上でございます。

議長（西森勝仁君）

以上、報告が終わりました。ここで一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

日程第8、諮問第1号、人権擁護委員委員候補者の推薦についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長（片岡雄司君）

それでは、諮問案件についてご説明申し上げます。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につきましては、令和5年3月31日をもって退任されました廣田郁雄氏の後任といたしまして、澤村東太郎氏を推薦したく、議会の意見を求めるものであります。澤村氏につきましては自治会長を務められ、地域住民からの信頼も厚く、人格識見高く、広く社会の実情に通じております。

また人権擁護につきましても、高い見識を持たれており、誠実なその人柄は人権擁護委員として適任者であります。どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（西森勝仁君）

以上、説明が終わりました。

お諮りします。

本件は、お手元に配付しました意見のとおり、答申したいと思えます。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号は、お手元に配付しました意見のとおり答申することに決定しました。

日程第 9、同意案第 11 号、佐川町教育委員会委員の任命について
を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長（片岡雄司君）

それでは同意案件につきまして、ご説明を申し上げます。

同意案第 11 号、佐川町教育委員会委員の任命につきましては、現
委員であります岡村建介氏の任期が本年 11 月 11 日で満了となりま
すことから、後任の新委員として、佐川町在住で越知町立越知中学
校長など務められました西森政幸氏を任命したく、議会の同意を求
めるもので、ございます。西森政幸氏につきましては、教育者とし
て高い識見を有するとともに、真摯な人柄に加え、温厚誠実で教育
委員として適任者であります。どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（西森勝仁君）

説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

同意案第 11 号、佐川町教育委員会委員の任命について同意するこ
とに賛成の方の起立を求めます。

全員起立。

したがって、同意案第 11 号は同意することに決定しました。

ここで 15 分間休憩します。

休憩 午前 9 時 56 分

再開 午前 10 時 14 分

議長（西森勝仁君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま町長から、行政報告についての訂正の申し出がありましたので、これを許可します。

町長（片岡雄司君）

申し訳ございません。

行政報告におきまして北見市との交流事業についての日程が8月4日からでございましたが、私8月5日から2泊3日の日程と、いうことで、間違って報告させていただきましたので訂正、8月4日から2泊3日の日程ということに訂正をさせていただきますのでどうぞよろしくお願いいたします。

議長（西森勝仁君）

日程第10、認定第1号、令和4年度佐川町一般会計の決算の認定についてから、日程第17、認定第8号、令和4年度佐川町病院事業特別会計の決算の認定についてまで、以上8件を一括議題とします。

提出者の提案理由説明をお願いします。

町長（片岡雄司君）

それでは、認定案件についてご説明申し上げます。

認定第1号、令和4年度佐川町一般会計の決算の認定についてから、認定第6号、令和4年度佐川町後期高齢者医療特別会計の決算の認定につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

認定第7号、令和4年度佐川町水道事業会計の決算の認定について、及び認定第8号、令和4年度佐川町病院事業特別会計の決算の認定につきましては、それぞれ地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見をつけて、議会の認定に付するものであります。

なお、各認定関係の詳細につきましては、担当課局長から説明、説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

会計課長（吉野利香君）

おはようございます。それでは私から、認定第1号から認定第6号まで、令和4年度の一般会計と5つの特別会計の決算の内容についてご説明させていただきます。なお、各会計の詳細につきましては、後日開催されます決算の勉強会で、各担当課局次長から説明をさせていただきますので、私からは、概要の説明とさせていただきます。

ます。

それでは、タブレットの参考資料ホルダーの中の、認定第1号から第6号関係のファイルをお開きください。

まず1、会計別、実質収支からご説明をいたします。

一般会計は歳入が93億5,079万3,699円、歳出が89億7,290万1,570円で、翌年度への繰越財源を除いた実質収支の額は2億585万7,626円となっており、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は1億500万円となっております。

令和3年度と比較いたしますと、歳入が約3千万円の増額、歳出が約1億9千万円の減額となっております。

次に、国民健康保険特別会計は、歳入が17億8,025万2,347円、歳出が17億3,665万6,984円で、実質収支の額は4,359万5,363円となっており、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は436万5,363円となっております。

次に、学校給食特別会計は、歳入と歳出が同額の5,959万8,213円となっております。

次に、農業集落排水事業特別会計は、歳入と歳出が同額の3,911万672円となっております。

次に、介護保険特別会計は、歳入が17億3,570万9,379円、歳出が16億8,194万5,427円で、実質収支額の実質収支の額は5,376万3,952円となっており、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は全額の5,376万3,952円となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計は、歳入が2億5,317万9,583円、歳出が2億4,862万3,054円で、実質収支の額は455万6,529円となっております。

続きまして、2、一般会計歳入歳出決算につきまして、その主な増減の理由をご説明いたします。

まず、歳入の1款、町税は、税率要件の変更による軽自動車税環境性能割額の増、及びたばこ税率の引き上げによる増により0.2%の増額となっております。9款、地方特例交付金は、新型コロナウイルス感染症対策地方減収補填特別交付金の減により、35.3%の減額となっております。10款、地方交付税は、普通交付税が新型コロナウイルス感染症対策のための臨時経済対策費などの減により、3.7%減額。一方、特別交付税は、道の駅建設事業、牧野富太郎博士

顕彰事業、大雪により被災した農業ハウスの整備事業補助金により、5.5%の増額となっております。14 款、国庫支出金は、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金、新型コロナウイルスワクチン接種関係交付金などの減により 8.4%の減額となっております。15 款、県支出金は、道の駅建設による産業振興推進総合支援事業費補助金などの増により、11.7%の増額となっております。18 款、繰入金は、施設等整備基金、福祉基金繰入の増により、42.3%の増額となっております。20 款、諸収入は、コミュニティー助成事業補助金などの減により、36.3%の減額となっております。

なお、収入未済額は、住宅新築資金貸付事業の元利収入と共益費となっております。21 款、町債は、道の駅建設事業による辺地債の増により、15.6%増額となっております。

次に、歳出の説明をいたします。こちらにも主な増減理由をご説明いたします。2 款、総務費は、減債基金施設等整備基金積立金の減及び役場庁舎非構造部材等耐震改修事業高度無線環境整備推進事業の完了により、30.2%の減額となっております。3 款、民生費は子育て世帯への臨時特別給付金事業の減により、6.7%の減額となっております。5 款、農林水産業費は、基盤整備事業、おもちゃ美術館整備事業の増により、22.5%の増額となっております。6 款、商工費は、道の駅建設事業、牧野富太郎博士顕彰事業により、454.4%の増額となっております。8 款、消防費は、防災行政無線更新機器整備完了により、46.9%の減額となっております。

続きまして、2 ページ目をご覧ください。3、特別会計歳入歳出決算の説明をさせていただきます。

こちらにも主な増減理由の方の説明をさせていただきます。まず、国民健康保険特別会計です。歳入の 1 款、国民健康保険税は、対前年度比 4.6%の減となっております。主な理由につきましては、被保険者数の減となっております。令和 5 年 3 月 31 日現在 2,818 人で、1 年前と比較いたしますと 104 人の減となっております。

同じ歳入の 7 款、諸収入は、国保連合会からの交通事故などによる第三者行為求償金の収入と喪失後受診の返納金が前年度と比較して増額となっております。8 款、国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症に伴う収入減による保険税減免に対する補填分の災害等臨時特例補助金の減により減額となっております。

歳出の方の 7 款、諸支出金は、直営診療施設勘定の高北病院への

繰出金の減により減額となっております。

次に学校給食特別会計です。歳入の１款、分担金及び負担金は、令和４年４月からの学校給食費無償化により大幅に減額となっており、２款の繰入金は、その無償化により、一般会計からの繰入金が大幅に増額しております。

次に、農業集落排水事業特別会計です。令和６年度から公営企業会計に移行するために、歳入では、８款、町債が増額となり、歳出では、１款、事業費が増額となっております。

次に、介護保険特別会計です。１款、保険料は前年度と比較して０.２％増額しておりますが、被保険者数は令和５年３月３１日現在、昨年度より４４人減の４,９０４人となっております。８款、繰越金はゼロとなっておりますが、こちらの繰越金は、令和３年度決算による実質収支額を全額基金に繰り入れたため、繰越金についてはゼロということになっております。９款、諸収入は、交通事故などによる第三者求償金の減により減額となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計です。１款、保険料は、対前年度比４.９％の増となっております。主な理由につきましては、被保険者数の増となっております、令和５年３月３１日現在、昨年度より５０人増の２,７６０人となっております。４款、諸収入は、制度改正により、窓口負担の見直しがあり、保険証を当初と９月に２回発送したための郵送料増に伴う事業費補助金の増額となっております。

続きまして、４、基金の状況の説明をさせていただきます。

令和４年度中の積立につきましては、毎年同額を積み立てているものや、実質収支からの積立を除きますと、施設等整備基金に新文化拠点等の今後の施設整備や、施設老朽化に伴う修繕工事の財源とするため２億円、農業振興基金に今後の農業振興に備えて３千万円、ふるさと納税寄附金基金に寄附金の約３億５,３００万円、地域振興基金に管理型産業廃棄物最終処分場の建設に伴う高知県地域振興策及び周辺安全対策事業交付金を約１億１,７００万円積み立てました。

一方、取り崩しをしたものは、施設等整備基金から、道路橋梁維持費と桜座舞台機構設備修繕工事の財源として約１億２,２００万円。

福祉基金からはあったかふれあいセンター事業、福祉チケット支給事業の財源として約２,９００万円、ふるさと納税寄附金基金からは、主にふるさと寄附推進事業道の駅財団法人運営費補助金新文化拠点実施設計委託料の財源として約２億４,９００万円、地域振興基金から

は、道路橋梁維持費や農村公園改良工事などの地域振興事業のため、約 2,400 万円を取り崩しました。この結果、基金全体の額は令和 3 年度末から約 3 億 6,400 万円の増額となり、合計で 64 億 1,881 万 4,875 円となりました。説明は以上でございます。よろしくお願いします。

議長（西森勝仁君）

ただいま議案の上程中ではありますが、ここで認定第 7 号と 8 号が欠落しておりましたので、挿入をいたします。

建設課長（吉野広昭君）

すいません、日程は前後しまして、失礼いたしました。

私の方からはですね、認定第 7 号、令和 4 年度佐川町水道事業会計の決算についてご説明をさせていただきます。

決算書を、決算報告書 1 ページをご覧ください。

決算報告書の収益的収入及び支出の収支についてですけれども、上の表の収支については、第 1 款の水道事業収益の決算額が、2 億 1,296 万 7,348 円となっております。内訳としましては、営業収益が 1 億 8,429 万 5,072 円。営業外収益が 2,867 万 202 円、特別利益が 2,074 円となっております。

また下の表の支出についてですけれども、第 1 款の水道事業費用の決算額が 1 億 7,233 万 434 円となっており、内訳としましては、営業収益、営業費用が 1 億 6,460 万 2 千円。営業外費用が 1,290 万 5,673 円、特別損失が 1 万 1,987 円、予備費については支出の方がありませんでした。

続きまして次の 2 ページをご覧ください。

資本的収入及び支出につきましては、上の表の収入については第 1 款、資本的収入の決算額が 1 億 5,075 万 6,700 円で、内訳としましては企業債が 5,500 万円、補助金が 3,066 万 4,700 円。負担金が 682 万円、出資金が 5,827 万 2 千円となっております。

また下の表の支出につきましては、第 1 款、資本的支出の決算額が、2 億 3,031 万 1,588 円。内訳としましては、建設改良費に 1 億 5,911 万 790 円。企業債の償還金がですね、7,120 万 798 円となっております。

その下の枠外にありますとおり、資本的収入額と、資本的支出額の差額 7,955 万 4,888 円を当該年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額より 1,100 万 8 千円、減債積立金から 2,247 万 7,866 円。

過年度分、損益勘定留保金から 4,606 万 9,022 円補填しております。

なおですね、3 ページ以降に損益計算書を貸借対照表等明細の方を添付しておりますので、ご覧になってください。

詳細につきましてはですね、決算の勉強会で改めて、ご説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

病院事業副管理者兼事務局長（宮本福一君）

おはようございます。

それでは私から、認定第 8 号、令和 4 年度佐川町病院事業特別会計の決算につきまして、ご説明をさせていただきます。

決算書 1 ページをお開きください。決算報告書、収益的収入及び支出の表でございます。上の表、収入をご覧ください。第 1 款、病院事業収益、決算額 18 億 1,216 万 2,907 円となっております。内訳としまして、医業収益 13 億 6,921 万 279 円。医業外収益 3 億 1,196 万 4,911 円。介護老人保健施設収益 5,253 万 342 円。デイケア収益、3,444 万 2,795 円。デイサービス収益、4,374 万 8,269 円。特別利益、26 万 6,311 円となっております。下の表、支出をご覧ください。第 1 款、病院事業費用、決算額 17 億 4,002 万 6,857 円となっております。内訳としまして、医業費用、15 億 5,222 万 4,092 円。医業外費用、4,012 万 8,566 円。介護老人保健施設費用、6,282 万 9 円。デイケア費用、4,051 万 2,326 円。デイサービス費用、4,423 万 8,811 円。特別損失、10 万 3,053 円、予備費ゼロとなっております。病院事業収益から病院事業費用を差し引き、純利益は 7,213 万 6,050 円となっております。

続きまして、2 ページをご覧ください。（2）資本的収入及び支出の表でございます。上の表、収入をご覧ください。第 1 款、資本的収入決算額、1 億 3,313 万 9 千円となっております。内訳としまして、企業債 2,910 万円、出資金 1,818 万 6 千円、負担金 8,585 万 3 千円。固定資産売却代金ゼロとなっております。下の表、支出をご覧ください。第 1 款、資本的支出、決算額 2 億 2,038 万 9,780 円となっております。内訳としまして、建設改良費 4,583 万 8,790 円。企業債償還金 1 億 7,335 万 990 円、長期貸付金 120 万円となっております。

欄外をご覧ください。資本的収入額が資本的支出額に不足する額、8,725 万 780 円につきましては、当年度分損益勘定留保資金で補填をいたします。3 ページ以降につきましては、損益計算書、貸借対照表など、決算報告書の関係書類、11 ページ以降につきましては、

事業報告書の関係書類等を添付しております。

詳細につきましては、決算勉強会でご説明をさせていただきます。

以上よろしく願いいたします。

議長（西森勝仁君）

以上、説明が終わりました。

ただいま、建設課長及び高北病院事務局長から説明がありましたとおり、日程第 16、認定第 7 号及び 8 号を先ほどの会計管理者の説明に引き続き、挿入をいたしますので、ご了承ください。

ここで監査委員の決算審査の結果報告を願います。

佐川町代表監査委員（上田益英君）

おはようございます。監査委員の上田です。よろしくお願いします。

それでは令和 4 年度の決算審査の報告をさせていただきます。

タブレットの決算関係のフォルダーの中の令和 4 年度決算審査意見書を開いてください。

まず 1 ページですが、令和 4 年度佐川町一般会計及び特別会計歳入歳出決算書及び関係証拠書類を審査した結果、意見は下記の通りである。1、審査を行った日、一般会計及び特別会計。7 月 13 日から 8 月 18 日までの 7 日間。2、審査の結果、令和 4 年度各会計の歳入歳出決算書同事項別明細書及び実質収支に関する調書の計数と、歳入歳出予算、収入証書。出納書類を照査の上、さらにその内容について検討を加え、審査を実施した結果、決算はすべての会計で計数的に正確であり、内容も正当なものであることを確認した。

また、各基金の管理運用状況も、計数的に正確で、それぞれの目的に沿って運用されている。3 の決算の概要につきましては、各会計の決算額を表に示しております。

2 ページ以降に、一般会計。12 ページ以降に、特別会計。29 ページ以降に総括として掲載しています。

各会計につきまして、具体的な決算額、及びそれに対します監査委員の指摘及び意見等を述べさせていただきます。その中で、まず 2 ページですが、一般会計の決算額は、歳入が 93 億 5,079 万 4 千円、歳出は 89 億 7,290 万 2 千円となっており、歳入では前年度より 0.31%、2,850 万 5 千円の増加。歳出では 2.1%、1 億 9,234 万 5 千円減少している。その結果、実質収支は 2 億 585 万 7 千円で前年度より 9,515 万円の増となっている。

次に、7 ページの歳出の性質別状況では、経常的経費の物件費と公債費が増加し、扶助費と補助費等で減少しており、経常的経費全体で1 億 9,478 万円の減となっている。投資的経費は3 億 5,091 万 8 千円の増で、これは主に道の駅の建設事業費の増加によるものである。

次に8 ページの予算の執行状況について。歳出予算全体の執行率は88.69%と前年比4.47%低下している。不用額も4 億 6,001 万 8 千円で、予算現額の4.55%と前年より1 億 893 万 6 千円多い。適正な執行率を保つため、各事業においては、年間計画通り進捗管理を確実にいき、事業遂行に努められたい。また不用額も適宜補正予算等での取り組みの検討等、適正な予算執行に努められたい。

次に、10 ページからの実質公債費比率は、健全化判断比率の一つとなっており、本年度は4.2%で、前年度より0.9 ポイント悪化している。近年の大規模建設事業の財源として町債の借入れを行っており、元利償還金が増加していくため、今後比率が上昇することが予想される。

次に25 ページの病院事業特別会計では、純利益が7,213 万 6 千円の黒字となっている。これは新型コロナウイルス感染症患者受け入れ医療機関への補助金収入8,193 万 4 千円によるものと思われる。今後は、コロナ後の経営安定化に向けて、経営計画で示した運営をしっかりとまた、着実に実行するよう努力されたい。

その他の特別会計等については、監査委員の指摘及び意見等を述べさせていただいておりますのでご覧ください。また、29 ページから31 ページに、監査委員の決算審査の結果報告を総括として、詳細に掲載させていただいておりますので、ご覧いただきたいと思います。以上でございます。

議長（西森勝仁君）

以上で監査委員の報告を終わります。

日程第18、議案第54号、令和5年度佐川町一般会計補正予算（第4号）から日程第26、議案第62号、加茂辺地に係る総合整備計画の変更についてまで、以上、9件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長（片岡雄司君）

それでは、議案についてご説明申し上げます。

議案第54号、令和5年度佐川町一般会計補正予算（第4号）につ

きましては、今回、歳入歳出それぞれ 4,356 万 2 千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ 88 億 5,384 万 3 千円とするものであります。

議案第 55 号、令和 5 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 3,930 万 4 千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ 18 億 702 万 7 千円とするものであります。

議案第 56 号、令和 5 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 1,237 万 2 千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ 18 億 6,330 万円とするものであります。

議案第 57 号、令和 5 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 455 万 5 千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ 2 億 6,075 万円とするものであります。

議案第 58 号、工事請負契約の締結につきましては、令和 5 年 8 月 3 日に入札を行いました霧生関公園（仮称）遊具整備工事その 2 の契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。契約の相手方は、一般競争入札。契約金額は 1 億 147 万 5 千円。契約の相手方は、高知県高岡郡佐川町乙 2123 番 2、有限会社森岡工務店代表取締役森岡基です。

議案第 59 号、令和 4 年度佐川町水道会計、水道事業会計利益剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、当年度末の未処分利益剰余金のうち、2,247 万 7,866 円を資本金へ組み入れ、当年度純利益 2,960 万 7,313 円のうち 1,460 万 7,313 円を減債積立金に 1,500 万円を建設工事積立金へそれぞれ積み立てるものであります。

議案第 60 号、高知県広域食肉センター事務組合の解散につきましては、地方自治法第 288 条の規定に基づき、令和 6 年 2 月 29 日をもって、高知県広域食肉センター事務組合を解散することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第 61 号、高知県広域食肉センター事務組合の解散に伴う事務承継につきましては、高知県広域食肉センター事務組合同規約第 14 条の規定に基づき、関係市町村と協議の上、高知県広域食肉センター事務組合の解散に伴う事務承継を議案に議案に記載のとおり定める

ことについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第 62 号、加茂辺地に係る総合整備計画の変更につきましては、総合整備計画書を変更するにあたり、辺地に係る公益的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。説明は以上でございます。なお、各議案の詳細につきましては、担当課局から局長から説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

議長（西森勝仁君）

休憩します。

休憩 午前 10 時 51 分

再開 午前 10 時 52 分

議長（西森勝仁君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

提案理由の引き続き提案理由の説明を求めます。

総務課長（片岡和子君）

それでは私からは、議案第 54 号、令和 5 年度佐川町一般会計補正予算(第 4 号)と議案第 62 号の加茂辺地に関わる総合整備計画の変更につきまして、ご説明を申し上げます。

まず最初に補正予算書のフォルダーにございます令和 5 年度佐川町一般会計補正予算書(第 4 号)の方をご覧いただきたいと思います。

主なものについてご説明を申し上げます。補正予算書の 4 ページ、第 2 表債務負担行為補正の方をご覧いただきたいと思います。

こちらは第 3 期佐川町子ども・子育て支援事業計画策定業務の委託料につきまして、344 万 9 千円の債務負担限度額を設定するものでございます。第 2 期の子ども・子育て支援事業計画の計画期間が令和 6 年度に終了いたしますことから、次期事業計画策定業務を円滑に進めていくため、本年度に必要なニーズ調査を実施いたしまして、令和 6 年度にその調査結果を用いて、計画の策定を実施したいと考えているところでございます。そのため、来年度令和 6 年度に予定をしております計画本体の策定経費につきまして、債務負担限度額の設定をさせていただくものです。なお、本年度実施をさせていただきたいと考えておりますニーズ調査実施のための委託料につきましては、今回の補正予算書の 3 款の民生費の方に 125 万 4 千円

を計上させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

次の5ページは、第3表地方債補正となっております。急傾斜地崩壊対策事業、県工事負担金事業につきましては、事業を実施しております、森ヶ崎地区につきまして、負担金額が増えたことにより、限度額を160万円増額し、3,340万円に変更をさせていただくものです。臨時財政対策債につきましては、令和4年度の普通交付税額の確定によりまして、臨時財政対策債の発行可能額が決定となりましたので、限度額を121万9千円増額して、2,223万3千円に変更をさせていただくものでございます。

次に、事項別明細書の14、15ページの方をご覧くださいと思います。主な歳出の説明をさせていただきます。二つ目の表の上から2段目になります。2款、1項、1目、一般管理費の12節委託料の説明欄、地域公共交通本格運行関係委託料93万6千円につきましては、本年10月から実施予定の最も利用率の高いぐるぐるバス斗賀野線の週2日の試験運行、及び川内ヶ谷線の新規運行に係る経費となっております。次の段の3目、財産管理費、12節、委託料の110万円は、令和6年度から利用開始となります、県の入札参加資格共同受け付けシステムへ連動させるための当町の入札管理システムの改修委託費用となっております。3段下の5目、電子計算費、12節、委託料の説明欄、電算機器保守管理委託料273万3千円は、令和6年度からの個人住民税特別徴収税額通知の電子化及び、森林環境税創設に対応するためのシステム改修費となっております。

さらに3段下をご覧くださいと思います。8目、諸費、14節、工事請負費の115万8千円は、襟野々地区の通学路防犯灯設置工事業見直しによる、防犯灯追加設置に要する費用となっております。

次の16、17ページをご覧ください。二つ目の表2款、3項、1目、戸籍住民基本台帳費、12節、委託料の説明欄、住民基本台帳システム改修業務委託料462万7千円は、法改正に伴いますマイナンバーカードへの氏名のふりがな及びローマ字表記を記載するための住民基本台帳システムの改修費となっております。

ページ飛びまして20、21ページをご覧ください。二つ目の表の5款、1項、6目、農地費、10節、需用費、説明欄の光熱水費400万円は、久万田堰破損により、農業用水及び防火用水確保のためのポンプアップに要する電気代となっております。

3段下の7目、山村振興費、18節、負担金補助及び交付金の説明

欄、集落営農支援事業費補助金、571万8千円は、集落営農組織の営農の継続確立のため、集落営農組織が農機具格納庫を新設する経費への補助金となっております。

次の22、23ページをご覧ください。上から二つ目の表の9款、2項、1目、学校管理費の14節、工事請負費の説明欄、塗装施設整備工事、576万4千円につきましては、令和6年度から肢体不自由児を受け入れるため、1階のスロープ設置、それから車椅子対応洗面台設置など、施設のバリアフリー化の工事を実施するための費用となっております。

以上で歳出のほうの説明を終わらせていただきます。

ページのほうお戻りいただきまして、10、11ページ、10、11ページをご覧くださいと思います。歳入につきましてご説明を申し上げます。二つ目の表、10款、1項、1目、地方交付税の1億4,341万6千円は、普通交付税の交付額決定により増額するものでございます。次に、下から三つ目の表、14款、2項、8目、総務費国庫補助金、1節総務費補助金の説明欄、社会保障税番号システム整備費補助金、462万7千円は、歳出で説明をさせていただきました、住民基本台帳システム改修費の国庫補助金となっております。

次の12、13ページをご覧くださいと思います。1番目の表の15款、2項、4目、農林水産業費県補助金、381万2千円は、歳出の方でご説明をさせていただきました、集落営農支援事業費の県の補助金となっております。次の表の18款、1項、1目、財政調整基金繰入金2億2,116万1千円の減額は、今回の補正予算で、普通交付税の交付額決定や、前年度繰越金を計上したことにより、財源超過となったことによるものでございます。議案第54号の説明は以上となります。

続きまして議案第62号についてご説明をさせていただきます。フォルダーを変えていただきまして議案というフォルダの方をご覧くださいと思います。議案のフォルダーの最後でございます、議案第62号、加茂辺地に係る総合整備計画の変更についてをご覧くださいと思います。議案第62号は、令和4年6月議会定例会におきまして議決をいただいております加茂辺地に係る総合整備計画の変更につきまして、議会の議決を求めるものでございます。変更点につきましては、議案2ページ目の総合整備計画書の一番下の方でございます、3、公共的施設の整備計画の表のうち、産業振興施

設、道の駅のことになりますけれども、こちらの整備につきまして、事業費、財源内訳及び一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額を道の駅に整備を行います遊具公園の事業費 6,823 万 4 千円の増額に伴い、変更をお願いするものでございます。

施設名、産業振興施設の事業費は 6,823 万 4 千円増の 12 億 6,663 万 7 千円に、財源内訳の一般財源も同額の 6,823 万 4 千円増の 10 億 1,017 万 4 千円に、表の最後の一番、失礼しました、一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額が 6,820 万円増の 10 億 1,010 万円にそれぞれ変更し、この変更に伴いまして、表の一番下の合計欄の額もそれぞれ増額変更をさせていただくものでございます。私からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

町民課長（山本壽史君）

それでは私の方から、議案第 55 号、令和 5 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）及び、議案第 57 号、令和 5 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明いたします。

補正予算書のフォルダー内の補正予算書をご覧ください。まず議案第 55 号、令和 5 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）から説明いたします。今回の補正は、主に前年度繰越金の計上による歳入額の増額及びそれに伴います歳出予備費の増額となっております。

補正予算書の 10 ページ、11 ページをお開きください。歳出から説明いたします。3 段目の表、7 款、1 項、8 目、特定健康診査等負担金償還金、86 万 9 千円の増額につきましては、前年度の国民健康保険、保険給付費等交付金の精算に伴う特定健康診査等負担金の償還金となっております。その下の 9 目、その他償還金 8 万 3 千円の増額につきましては、前年度の国民健康保険、保険者努力支援交付金の特別調整交付金分の精算に伴う交付金の償還金となっております。一番下の表、8 款、1 項、1 目、予備費につきましては、前年度からの繰越金の計上により、3,827 万 7 千円の増額となっております。

続きまして歳入の説明をいたします。ページを戻っていただきまして、8 ページ、9 ページをお開きください。下の表、6 款、1 項、1 目、繰越金につきましては、前年度からの繰越金 3,922 万 9 千円を増額するものでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

いたします。

続きまして議案第 57 号、令和 5 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明いたします。今回の補正は前年度繰越金の計上による歳入額の増額及びそれに伴います、後期高齢者医療広域連合納付金の歳出額の増額となっております。補正予算書 10 ページ、11 ページをお開きください。

歳出からご説明いたします。2 款、1 項、1 目、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、前年度からの繰越金の計上により、455 万 5 千円を増額するものでございます。

続きまして歳入の説明をいたします。ページを戻っていただきまして、8 ページ、9 ページをお開きください。6 款、1 項、1 目、繰越金につきましては、前年度からの繰越金として 455 万 5 千円を増額するものでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

私の方からは議案第 56 号、令和 5 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明をいたします。

同じフォルダーの中の介護保険の令和 5 年度介護保険補正予算書をお開きください。補正予算書の 10 ページ、11 ページをお開きください。こちら歳出予算の明細書となっております。一番上の段の 1 款、1 項、1 目、一般管理費の合計して、60 万 5 千円を増額につきましては、健康福祉課の介護保険係の人員不足によりまして、会計年度任用職員 1 名の週当たりの勤務日数を増やしたことに伴います、増でございます。2 段目及び 3 段目の表、3 款、地域支援事業費に係る職員給料等の人件費の減額につきましては、健康福祉課、地域包括支援センター係の職員につきまして、退職 1 名と、係の配置替え、健康福祉課内の係の配置替えに伴う 1 名の、配置替えに伴う 2 名の減。こういったことに伴います減額でございます。

また、3 款、3 項、1 目の 12 節委託料、訪問型サービス C 業務委託料 45 万 9 千円を増額につきましては、理学療法士等の専門職が自宅へ訪問しまして、短期的な短期集中的なリハビリ等によりまして、介護予防を行う事業でございます。この事業、昨年度において事業効果が見られたことによりまして、ケアマネさん等を通じて利用申請が増加しております。合計新規 8 件分の追加補正を行うものです。

一番下の段、7 款、1 項、2 目、22 節の介護保険費償還金 1,320

万6千円につきましては、令和4年度の介護給付費の精算に伴う県費負担金の返還金等となっております。

次にページを戻りまして8ページ、9ページをご覧ください。こちらは歳入の補正予算となっております。1段目の表の3款、1項、1目、介護給付費負担金（過年度精算分）の304万5千円につきましては、令和4年度の介護給付費の精算に伴う国庫負担金の追加交付となっております。その他の補正につきましては、歳出予算でご説明いたしました補正に係るもので、一番下の段の7款、2項、1目において、介護保険事業運営基金繰入金、983万2千円を繰り入れまして、歳入歳出補正の全体的な調整を行っております。以上が議案第56号のご説明でございます。よろしくお願いいたします。

産業振興課長（下八川久夫君）

それでは私の方から、議案第58号、議案第60号、議案第61号について補足説明をさせていただきます。

まず、議案第58号、工事請負契約の締結についてご説明させていただきます。契約の目的、契約の方法、契約金額契約の相手方は町長の提案説明のとおりであります。それでは参考資料で説明いたしますので、9月定例会のフォルダーにあります参考資料のフォルダーをお開きください。その中に、議案第58号、参考資料が2つ入っておりますので、まずは（入札記録）のファイルをお開きください。この資料は、入札結果を取りまとめたものとなっております。

まず1番、工事名は霧生関公園(仮称)遊具整備工事(その2)でございます。2番の工期につきましては、令和6年3月25日までとなります。3が入札結果となり、以下、税抜き価格で予定価格1億250万円。落札価格は9,225万円で落札者は有限会社森岡工務店でございます。

次に、工事概要についてご説明いたしますので、今のファイルを閉じていただき、もう一つの議案第58号、参考資料(工事概要)のファイルをお開きください。工事概要の参考資料は2ページございますので、まず1ページ目の左をご覧ください。工事の内容としましては、児童用の複合遊具1基、インクルーシブ遊具として、複合遊具、3連のブランコ、回転遊具、スプリング遊具を各一基、健康遊具を一基、乳幼児用のスペースの遊具一式、その他、水飲み場安全フェンスなどを整備いたします。その下の写真で工事の範囲を示しております。整備する場所は、道の駅の東側にある町有地となり、赤

で囲んだ範囲となります。道の駅への進入路から、一段下に下がった土地と、もう一段下の一部を使用いたします。右のページには、全体イメージがございますのでご覧ください。

上の図が全体の完成イメージとなっており、図の右側が国道側で北となります。上が道の駅側となります。

上の段に児童用複合遊具、ふわふわドームや遊具を含めた、乳幼児エリアを整備いたします。下の段にはインクルーシブ遊具のブランコや回転遊具などを整備する予定となっております。

なお、図の中で、青色の文字が入っております、ふわふわドームについては、すでに発注済みの工事となっており、サークルベンチ背なしベンチ、休憩施設である東屋につきましては、今回の工事には含んでおりませんが、規模や基数などを再検討した上で、公園が完成するまでに整備する計画としております。

右下の図は、公園の上の段を少し大きくしたイメージ図。2ページ目の上半分には、下の段のイメージをつけております。2ページ目の下半分には公園の平面図をつけております。この平面図は、上が北側で国道側となります。平面図の文字が少し小さくて恐縮ですが、赤で記載しているものが今回の対象工事となります。以上で議案第58号の説明を終わります。参考資料での説明は以上となりますので、議案のフォルダーにお戻りください。

続きまして、議案第60号、高知県広域食肉センター事務組合の解散についてご説明させていただきます。令和5年3月をもちまして、高知県食肉センター株式会社による新食肉センターの整備事業が完了し、4月からは同社によると畜事業が開始されております。

新食肉センターの稼動開始及び旧食肉センター施設の解体工事完了により、工事県食肉センター事務組合の設立目的である食肉センターの効率的な管理運営が達成されるため、令和6年2月29日をもって同組合を解散させるものです。なお、同組合の解散を決定する主体は組合自身ではなく、構成市町村にあることから、解散しようとするときは、構成市町村議会の議決を経て行う協議により、県知事への届け出を行うこととされております。

続きまして、議案第61号、高知県広域食肉センター事務組合の解散に伴う事務承継について、ご説明させていただきます。高知県広域食肉センター事務組合が解散した場合には、直ちに法人格を失い、解散後の清算事務等を行うことができないことから、事務の承継先

を決定する必要がある、その承継先を高知市とし組合解散時における清算による譲与または不足が生じた場合等について、議案に記載のとおりとするものでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

建設課長（吉野広昭君）

それでは私の方から議案第 59 号、令和 4 年度佐川町水道事業会計利益剰余金の処分についてご説明をさせていただきます。議案書の方をご覧ください。

令和 4 年度の決算におきまして、未処分利益剰余金の残高残額が 5,208 万 5,179 円となっており、こちらの未処分利益剰余金のうち、2,247 万 7,866 円を資本金に組み入れ、当該年度の純利益のうちの 1,460 万 7,313 円を、企業債の償還に充てるための減債積立金に、1,500 万円を建設改良積立金として積み立てるため、地方公営企業法第 32 条第 2 項に基づき、議会の議決を求めるものです。説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

議長（西森勝仁君）

以上で議案第 54 号から議案第 62 号までの提案理由の説明を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の会議を 4 日の午前 9 時とします。

本日はこれで散会します。

散会 午前 11 時 22 分